

8 教員としての素養

1 社会人としての心構えとコンプライアンス

(1) 心構え

私たちは、その業務の特性から社会人としての一般的な心構えに加え、公務員、特に教育公務員としての心構えをしっかりと持つ必要があります。そして、児童生徒や保護者などからの期待に応え、信頼される教育公務員へと成長していかなければなりません。

そのためには、教育を通じて国民全体に奉仕する立場にあるということを忘れず、常に向上心をもって教育という貴い職務に臨むことが大切です。

教育公務員が持つべき心構え

○ 何のために働くのかを考える。

私たちは教員であり、その仕事は、児童生徒の願いや思いに応えるためにあります。

児童生徒の自己実現を目指すことが教員の自己実現であり、成長した児童生徒の姿に幸せを感じる機会を多く得るためにも、教員として必要な資質の向上に努めなければなりません。

○ プロフェッショナルとしての意識を徹底する。

「専門家として一目置かれている」のがプロフェッショナルであり、更に、教員の場合は、高い知識や技術を有しているだけでなく、児童生徒や保護者から「尊敬される生き方」ができていくということも重要です。

教員がプロフェッショナルとなるためには、また、そうあり続けるためには、徳性（生き方）を磨き、人格（人間性）を高め、教員としての資質を向上させていくことが欠かせません。児童生徒は教員の人間性についていくのであって、努力し続ける（学び続ける）教員だけが児童生徒に教えることができるのです。

○ 仕事の意義を自覚する。

教員の仕事は、教育を通じて国民全体に奉仕するという極めて社会的意義の高い仕事です。そのような仕事に自ら希望して従事していることに喜びと誇りを持っていれば、苦手なものや望まない内容の業務であっても、一生懸命取り組めるはずですが、仕事の意義を自覚して、どのようなことも避けて通らない姿勢が、経験の幅を広げ、新しい出会いを生み、教員としての資質を高めることに繋がっていくのです。

○ 失敗をおそれない。

教員としての資質を高めるためには、挑戦して、多くの失敗をしながらも、その一つひとつを乗り越えようと努力を続けていくことが大切です。その姿から児童生徒は学び、また、教員自らの失敗の経験が、児童生徒が失敗したときの理解につながります。教員の失敗は、宝の山なのです。

(2) コンプライアンス

公務員とその業務の特性については、憲法第 15 条第 2 項「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」及び地方公務員法第 30 条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められており、「全体の奉仕者」ということと、「公共の利益のため」ということが、公務員の基本的な行動原理となっています。

また、公務の特性については、職務の目的が公共の利益を実現することにあるため、公務を適正に運営していくのに必要なものとして、次の特性があります。

- ・ 公益性 企業における利潤追求という特性はなく、公益の実現が一貫して求められます。
- ・ 公平性/中立性 政治的にも中立で、全ての人に公平なサービスをすることが求められます。
- ・ 権力性 法令に基づき強制力をもって、個人の自由や権利を制約することがあります。
- ・ 独占性 公務に関するサービスは特定の官公庁が管轄するのが通例で、利用者からすれば選択の自由はないこととなります。

上記に掲げた特性のほか、教育公務員の職務には、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えると
いう極めて重要な特性もあります。

なお、公務員の立場やその職務の性格から、公務員には特別な規制が課せられています。例えば、
地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）、第 34 条（秘密を守る義務）、第 35 条（職務に専念
する義務）、第 36 条（政治的行為の制限）といったものがあります。

加えて、教員に対しては、教育基本法第 9 条第 1 項で「法律に定める学校の教員は、自己の崇高
な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とい
う義務が定められています。

このように、公務員には他の職業人とは異なる特性があります。そして、その職務の結果が、よ
り大きく社会に影響します。それらのことを理解した上で、私たちはどのようにコンプライアンス
の確立に取り組むべきかという本題に入ります。

コンプライアンスとは、狭義では「法令遵守」を指しますが、法令に止まらず、社会の規範やル
ールまで含めて遵守することが私たちには必要です。それにより、児童生徒や保護者をはじめとし
た地域住民や社会からの信頼、期待に応えるということが広義のコンプライアンスです。『法令で
禁止されていないが、住民等の信頼を損なうと考えられる行為も行わない』、『法令に定められては
いないが、住民等のためになる行為を積極的に行う』ということが必要になるのです。広義のコン
プライアンスは、すなわち「公務員倫理」のことであり、私たちにとって法令を守ることは最低限
の基準であって、より高い倫理観を持つことが求められているのです。

広義のコンプライアンス（公務員倫理）を確立するためには、自らの行動が自身や周囲にもたら
す影響をよく考え、自らの良心に恥じない行動をとることが必要であり、その拠りどころとして、
次の五つの行動側面を念頭に置き、日常業務や社会生活を送ることがとても大切です。

- ・ 遵法性 法令などの明文化、規定化されたものを守る（法の抜け道を歩まない。）。
- ・ 良識性 社会から信頼を得られるかどうか考えて行動する（社会とのギャップを考える。）。
- ・ 誠実性 嘘をつかず、ごまかさず真剣に人のために尽くす（正直、真剣、真心）。
- ・ 公正性 誰が見ても正しく、納得性のある行動をとる（誰からも後ろ指をさされない。）。
- ・ 主体性 何事も、他人事でなく、自分事として捉える（見て見ぬ振りや傍観をしない。相手の
立場に立つ。）。

したがって、コンプライアンスの意識を身に付けることは、教員に欠かせない資質の一つと言え
ます。各職場で行われているコンプライアンスの取組に積極的に参加し、コンプライアンスにおけ
る考え方を自身の具体的な行為に落とし込み、それを日常的に当たり前のこととしていかなければ
なりません。

コンプライアンスの意識が欠けてしまうと、場合によっては、不祥事の発生にまで発展すること
があります。不祥事の当事者となった場合の影響は、精神的、経済的、社会的なものへと幅広く及
び、甚大なものとなります。判断に迷うような場合は、自分を信頼してくれる児童生徒、頼りにし
てくれる保護者、応援してくれる仲間、支えてくれる家族のことを思い浮かべましょう。

<参考> 岩手県教職員の基本使命

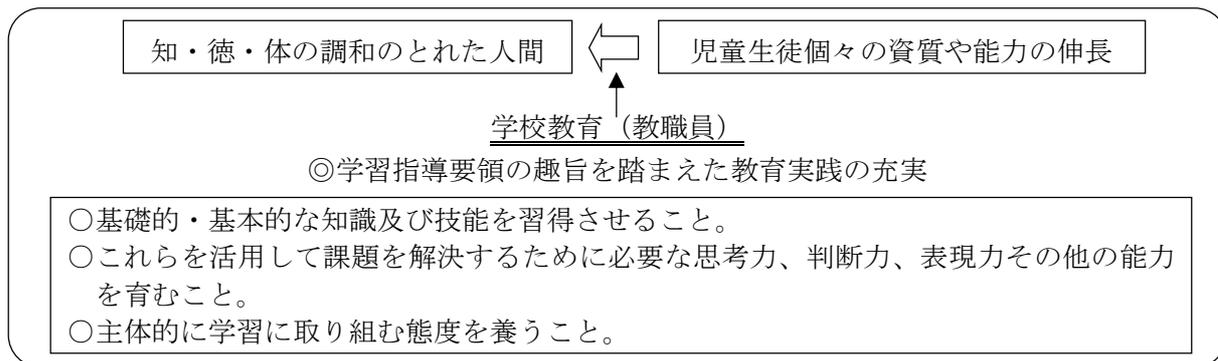
教育を取り巻く環境や社会全体の動きが急激かつ複雑に変化する中、学校教育をはじめとする教
育活動の充実・向上を目指して、地域に根ざし、地域に開かれ、地域から信頼・支持されるように、
常に児童生徒、保護者、地域住民の目線で考え、教育活動を推進すること。

教職員の行動規範

- 1 公務員としての誇りを持ち、かつその使命を自覚する。
- 2 地域における活動や交流に積極的に取り組む。
- 3 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務の遂行に当たる。
- 4 勤務時間外も、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し行動する。
- 5 県民に対して不当な差別的取扱いをせず、常に公正に職務の執行に当たる。
- 6 職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いない。
- 7 県民の疑惑や不信を招くような行為をしない。

2 教員の役割と必要な資質

(1) 教員の役割



(2) 教員に必要な資質と専門性

